

# かみのかわブランドフェア2020

「かみのかわブランド認定品」を購入し、貼ってあるブランドロゴマークを集めよう!!

町の魅力ある特性を活かした生産物の中から特に優れたものとして認定される「かみのかわブランド認定品」。集めたブランドロゴマークの数に応じた賞に応募すると、抽選で豪華賞品が当たります。

▶実施期間=令和2年10月1日(木)から令和3年3月31日(水)

▶実施店舗=町内外各所

▶賞品=

A賞(ブランドロゴマーク8個)=

かみのかわブランド認定品から選りすぐりの特産品を5,000円相当 10名様

B賞(ブランドロゴマーク4個)=

かみのかわブランド認定品から選りすぐりの特産品を3,000円相当 15名様

C賞(ブランドロゴマーク2個)=

かみのかわブランド認定品から選りすぐりの特産品を2,000円相当 25名様

▶応募方法=台紙にブランドロゴマークを貼り付け必要事項を記入して台紙を切り取り、63円切手を貼って投函していただくか、上三川町役場商工課・むかしなつかし館のいずれかに直接ご持参ください(持参の場合切手は不要です)

▶応募締め切り=令和3年4月8日(消印有効)

※台紙は町役場商工課・むかしなつかし館・実施店舗等で配布しております。

※フェアの内容・応募などの詳細については、町ホームページ・観光協会ホームページやフェア台紙をご確認いただくか、お問い合わせください。

▶問い合わせ先=商工課 商工振興係 ☎66 9150

上三川町観光協会(むかしなつかし館内) ☎57 2335

## かみのかわブランド認定品募集について

上三川町の魅力ある特性を活かした生産物(生産され又は加工されたもの)の中から特に優れたものをかみのかわブランドとして認定します。

認定品を町ホームページやイベント等で情報発信し、認定品と上三川町の知名度を向上させ、地域経済の活性化に資することを目的としています。

▶認定対象商品=

(1)上三川町産の農林水産物

(2)材料の全部又は一部に上三川町産の農林水産物を使用している飲食料品

若しくは上三川町内で生産又は製造、加工された飲食料品

(3)上三川町内で生産又は製造、加工されたもの

▶申請資格=認定を希望する農林水産業及び商品を適法に生産、製造、加工している個人、法人、団体等で、町税を完納し、過去5年以内に問題又は事故を起こしていないこと。

▶審査方法=書類による一次選考を行い、一次選考を通過した商品はかみのかわブランド認定審査会にて、プレゼンテーション形式での二次選考を行います。

▶申請方法=申請書に必要書類を添付して商工課までお申し込みください。

申請書はホームページまたは、商工課にてお受け取りになれます。

▶申請期間=10月1日(木)から11月30日(月)

その他詳細については町ホームページにてご確認ください。

▶問い合わせ先=商工課 商工振興係 ☎66 9150

# 「孫育て」～お父さん・お母さんのサポーターになろう～ 10月18日は「孫の日」です

近年、結婚年齢や出産年齢の高齢化、核家族化、共働き世帯の増加などにより、子育てにおける環境は大きく変化しており、不安を抱えながら子育てをしている家庭が増えています。すこやかにお子さんが成長するためにも、祖父母や地域のサポートは必要です。昔と今では子育ての方法も変わっていますので、「孫の日」をきっかけに、「今」の子育てについて学んでみませんか。

昔

## ここが変わった！ 子育ての昔と今

今

抱きぐせをつけると、赤ちゃんが抱っこを求めてしょっちゅう泣くようになってしまう。

抱っこ

抱きぐせは気にせず抱っこして良い。抱っこは、自己肯定感や人への信頼感が育ち、子どもの心の成長に大切。

3時間おきに授乳する。

授乳

母乳の場合は、赤ちゃんが欲しがったら授乳する。母乳でもミルクでも発育上問題ない。

離乳の準備として、離乳食の開始前にスプーンで果汁を与える。

離乳食

果汁の過剰摂取と低栄養や発育障害の関連が報告されていることから、現在は離乳食開始前に果汁を与えることはすすめられていない。スプーンに慣れさせるのは、生後5か月の離乳食が始まる時期で大丈夫。

離乳食は大人がかみくだいた物を与える。箸やスプーンも共有する。

むし歯  
予防

生まれたばかりの赤ちゃんの口の中にはむし歯菌がない。大人の口からむし歯菌が移るため、周囲の大人もむし歯を治療し、箸やスプーンを共有しない。

子育ては、今と昔では考え方や方法が大きく変わってきています。子育ての中心はあくまでもお父さん、お母さんで、そのサポートをするのが祖父母の役割です。お父さん、お母さんの気持ちを尊重して温かく見守り、困ったときの手助けをお願いします。

ご希望の方には、孫育てのヒントが掲載されている「祖父母手帳」をお渡しすることができますので、下記までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=子育て世代包括支援センターしらピコ

(子ども家庭課 母子健康係内) ☎66 9132

## 公務員の方の子育て世帯への 臨時特別給付金の申請について

公務員の方を対象とした「子育て世帯への臨時特別給付金」の申請の締切は10月30日(金)です。令和2年4月分(4月から新高校1年生となっている場合は3月分)の児童手当の支給を受けた公務員の方が対象となります。

申請書は町のホームページからダウンロードできますので、まだ申請をされていない公務員の方は、町のホームページをご確認いただき忘れずに申請をしてください。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎66 9130